



あいづ

〔発行〕自治労

福島県本部会津総支部

〔所在地〕会津若松市西栄町

7-9 会津労働福祉会館2階

〔連絡先〕

jitirou.aizu@gmail.com

（携帯）090-3361-8400

紙面学習

シリーズ 28

『消費税』の闇

『消費税増税』こそ、この30年の景気低迷の要因！消費税は『社会保障財源？』、消費税の闇を暴く！

▼紙面学習シリーズの28回目は「消費税」についてです。皆さんは、「消費税」について、どんなイメージをお持ちでしょうか？

○消費に対する税金だから、公平な負担になってると思うので仕方ない。

○「社会保障の財源」だから、一定の負担は仕方ない。

おそらく、多くの方は、こんなイメージなのではないかと思えます。でも「公平性」や「社会保障財源」等々、ホントにそうなのでしょう。か？確認していきましょう。

▼まず、過去にこの機関紙でも書きましたが、「あなた（消費者）」が、消費税を払っている訳ではないということです。消費税の納税義務者は、あくまで事業者（販売者）です。消費者は、事業者が消費税分を価格転嫁した「高くなった商品」を買っているだけです。「消費税」という名前が悪いので、誤認される訳です。



【図表1】輸出業者と派遣社員雇用の事業者が得をする実態

区 分	A社	B社	C社
業 種	国内販売のみ	輸出業者	国内販売のみ
A 売 上	5,500万円	5,500万円	5,500万円
B 売上に係る消費税	500万円	0万円	500万円
C 仕 入	2,200万円	2,200万円	2,200万円
D 控除する消費税	▲200万円	▲200万円	▲200万円
E 経費（水道光熱費等）	1,100万円	1,100万円	1,100万円
F 控除する消費税	▲100万円	▲100万円	▲100万円
G 人件費	1,100万円	1,100万円	1,100万円
H 控除する消費税			▲100万円
I 雇用形態	全員正社員	全員正社員	全員派遣社員
J 利 益	1,100万円	1,100万円	1,100万円
K Jの算式	A-(C+E+G)		
L 消費税納税額	200万円	▲300万円	100万円
M Lの算式	B+ (D+F+H)		
N 摘 要		輸出還付金	

（参考：YouTube「越境3.0チャンネル」

▼【図表1】をご覧ください。AとCまでの3つの会社があります。売上・仕入・経費・人件費・利益が全て同じ額という設定です。違うのはA社が国内販売のみで全員正社員、B社が輸出販売のみで全員正社員、C社が国内販売のみで全員派遣社員

という点です。まず、消費税は、売上に係る消費税から、仕入・経費・人件費にかかる消費税を差し引いて納めることとなります。

当面の日程

■5月10日（土）
○14:00～会津総支部「共済セミナー」（会津若松市「北会津支所ピカリンホール」）

■5月16日（金）17日（土）
○県本部野球大会総支部予選大会（喜多方市押切川公園野球場・ひばりが丘球場）

■5月21日（水）
○16:00～県本部中央執行委員会（WEB）
○18:00～県本部単代会議（WEB）

「消費税は、国内取引にか
かるもの」という考え方
で、輸出にかかる売上には
課税されません。なので、
輸出業者であるB社は、仕
入等にかかった消費税が還
付されることになります。
これが「輸出還付金」とい
うやつで、特に自動車会社等の輸
出業者は「ウハウハ」な訳です。
このことから「消費税は、社会保
障のためではなく、輸出業者のた
めの税金だ！」と非難する人もい
ます。

さらにもう一点、A・B社は、
全員正規雇用なので、人件費分
で消費税は払いませんが、C社は派
遣会社に対して消費税を支払って
いるので、その分の消費税を差し
引いて納税することになります。
正規社員を派遣社員にしてい
くことによって、人件費も安く、そ
して消費税も安くなる…消費税は派
遣社員を増やす要因となっていた
訳です。消費税の導入→派遣労働
者の増加→労働者の収入減→未婚
者の増加→少子高齢化の加速と
なっていく訳です。消費税が諸悪
の根源であることがお分かりいた
だけたでしょうか？

これでも消費税には「公平性」
があると思われませんか？



【図表2】消費税法（抜粋）

（趣旨等）

第一条 この法律は、消費税について、課税の対象、
納税義務者、税額の計算の方法、申告、納付及び還
付の手續並びにその納税義務の適正な履行を確保す
るため必要な事項を定めるものとする。

2 消費税の収入については、地方交付税法（昭和二
十五年法律第二百一十一号）に定めるところによるほ
か、毎年度、制度として確立された年金、医療及び
介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための
施策に要する経費に充てるものとする。

▼次に消費税は「社会保障の財
源」なのか？という点です。【図
表2】は消費税法の第1条です。
第2項において社会保障等の「経
費に充てるものとする」と記載が
あるので「書いてあるじゃない
か」と思われた方もいらっしゃる
と思います…が、絶対にそうする
なら「充てなければならぬ」と
なっているはず…というのが、法
律に詳しい方の言い分です。な
で、この書き方は「他の経費に充
ててもいいですよ」と解釈で
きるという訳です。

また、制度的にも社会保障等の
経費に充てる「目的税」なのであ
れば、税収を特別会計に入れてそ
こから支出しなければならぬの
ですが、そうはなっていない

政府も財務省も消費税は「社会
保障の財源」と言っていますが、
実際には一般財源であり、それが
何に使われているのか特定するこ
とはできない（社会保障の財源と
は言えない）のです。政府も財務
省も国民をだまし続けてきた訳で
す。

また、消費税は「第2法人税」
と呼ばれています。景気が低迷す
る中、法人税の税収が縮小してき
たので、消費税という新たな制度
をつくり、消費者から法人税の不
足分を吸い上げる…事業者の負担
を減らし（法人税減税）、国民に
負担を押し付ける…これが消費税
の真の目的だと言われています。
▼ここからは、個人的な意見で
す。政府や財務省は、なぜ消費税
を減税できないのか？（逆に15
%まで増税したいという考えあ
り）ですが、与党としては、一番
は恩恵を受けている輸出事業者等
からの献金や票が少なくなってい
まうということ、一方、財務省と
しては天下り先を確保しておきた
いということなのだと思います。
消費税に限らず、減税できない理
由がここにあります。政府も財務
省も国民が貧しくなるうが関係な
く、自分たちの利権、出世のこと
しか頭にない訳です。

編集後記

▼さて、本文の続きです。「失わ
れた40年」を招くことのないよ
うに、政治を変えていく必要があ
ります。ほとんど報道されません
が、今、全国的に「財務省解体デ
モ」が拡大中です。財務省の主要
業務は「収入を確保し、国全体の
予算をつくる」こと、役所で言え
ば税務課と財政課が一緒になっ
ているということです。だから強大
な力を持っている訳で、この機能
を分けるというのが「解体」の
趣旨です。私たちが「選挙」で意
思表示ができます。「増税」をも
くろむ政党や個人には、絶対に投
票してはいけません。（坂内）



総支部HP

会津総支部ホーム
ページのトップペー
ジです。



機関紙

総支部機関紙のバック
ナンバーは、こちら
から。



機関紙の内容について職場の仲間と話し合おう！